

## 市立大洲病院患者等給食業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「市立大洲病院患者等給食業務」を委託する委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

### 2. 委託業務の概要

- (1) 業務名称 市立大洲病院患者給食業務及び院内保育施設給食業務委託
- (2) 業務内容 「市立大洲病院患者等給食業務委託仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 契約締結日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで  
※ただし、契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日までは、当該業務受託の準備期間とし、市立大洲病院からの引き継ぎを受けるとともに業務受託に向けた諸準備を行うこと（当該引き継ぎに係る費用は受託者負担とする）。
- (4) 委託料 基本的には、管理費（人件費＋その他運営管理費）と食材費の合計額とするが、詳細は別途協議事項とする。  
※食材費の上限額は、患者給食 1 日 750 円（税抜）、保育施設給食 1 食 300 円（税抜）を想定しているが、上限額を契約単価とするか、上限額以内での実費請求にするかは、上限額設定も含め協議事項とする。  
※「市立大洲病院患者等給食業務委託仕様書」別紙 5 の NST 採用経腸栄養剤・栄養補助食品一覧に掲げた食材については実費請求（又は委託者負担）とする。

### 3. スケジュール

内 容	期間・期限等
(1) 公表及び資料配付開始	平成 27 年 8 月 3 日(月)
(2) 施設見学会	平成 27 年 8 月 10 日(月)
(3) 企画提案書の提出	平成 27 年 8 月 4 日(火)～平成 27 年 8 月 24 日(月)
(4) 質問受付	平成 27 年 8 月 4 日(火)～平成 27 年 8 月 13 日(木)
(5) 質問回答	平成 27 年 8 月 20 日(木)
(6) プレゼンテーション審査の実施	平成 27 年 9 月 7 日(月)
(7) 審査結果通知	平成 27 年 9 月 10 日(木)

### 4. 本プロポーザルへの参加資格

参加者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大洲市及び大洲市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者

(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 参加申請書の提出時点で、当院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が概ね100床以上の病院において、患者給食業務(献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう。)の受託実績を、継続して5年以上有する者であること。  
(一般病床とは、医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床及び感染症病床以外の病床をいう。)
- (7) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (8) 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定業者であるか、又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。

#### 5. 施設見学会の実施について

- (1) 開催日時 平成27年8月10日(月) 午後2時～午後4時
- (2) 申込受付期限 平成27年8月6日(木) 午後5時まで
- (3) 参加人数 1事業者当たり3名以内とする。
- (4) 申込方法 下記担当部署へファックスまたはメールにより申込  
市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係  
FAX番号 (0893) 24-0036  
E-mail oozubyouin@city.ozu.ehime.jp

#### 6. 資料等の配付について

- (1) 配付資料
  - ・施設見学会参加申込書
  - ・市立大洲病院患者等給食業務企画提案書作成要項及び選定審査要項
  - ・市立大洲病院患者等給食業務委託仕様書
  - ・【様式1-様式3】参加資格確認申請書等
  - ・【様式4】質問書
  - ・【様式5】公募型プロポーザル方式参加辞退届
- (2) 配付期間  
平成27年8月3日(月)から平成27年8月24日(月)まで  
※末尾様式集よりダウンロードしてください。

#### 7. 参加申請書及び企画提案書等の提出について

参加申請書及び企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書等の内容等詳細については、「市立大洲病院患者等給食業務企画提案書作成要領」に基づくものとする。

- (1) 提出書類 参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下、「申込書類等」という。）を提出する。
- ア 参加資格確認申請書（1部／指定様式）
  - イ 法人概要書（8部／指定様式）
  - ウ 委託料(管理費)見積書（1部／指定様式）
  - エ 企画提案書（8部／任意様式）
- (2) 受付期間 平成27年8月24日（月）午後5時まで
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土、日及び休日は除く。）
- (4) 提出場所 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地  
市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係
- (5) 提出方法 申込書類等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。  
郵送の場合は、受付期間中(最終日は午後5時まで)に必着とする。  
なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者負担とする。
- (7) 留意事項
- ・ 申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、事業管理者が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
  - ・ 申請を辞退する場合には、速やかに【様式5】辞退届を提出すること。
  - ・ 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
  - ・ 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
  - ・ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、この限りではない。
  - ・ 事業管理者が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができる。
  - ・ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

## 8. 委託料見積りの条件

企画提案に係る委託料の見積りは、1月当たりの管理費のみの見積金額（食材費は除く）とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

## 9. 質問の受付及び回答

実施要綱等についての質問を次のとおり受け付け、市立大洲病院ホームページにおいて回答する。ただし、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 平成27年8月4日（火）から平成27年8月13日（木）午後5時まで
- (2) 提出様式 【様式4】質問書
- (3) 提出場所 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地  
市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係

- (4) 提出方法 質問書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出  
(電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問、送信年月日、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。)
- (5) FAX 番号 (0893) 24-0036
- (6) E-mail oozubyouin@city.ozu.ehime.jp
- (7) 回答日 平成27年8月20日(木) 予定
- (8) HPアドレス <http://www.ozuch.jp/>

## 10. プロポーザルの審査

- (1) 審査方法 「市立大洲病院患者等給食業務委託プロポーザル評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」による書類審査および企画提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリングの審査とする。
- (2) 審査日 平成27年9月7日(月) 予定
- (3) 会場等 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

## 11. 審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

### (1) 各取組内容について

#### ① 病院給食業務に関する基本的事項について

- ・治療食としての病院給食に対する基本的な考え方
- ・病院給食業務の運営方針

#### ② 患者満足度の向上について

- ・患者に満足を得られる食事の提供についての考え方
- ・患者からの食事のクレームに対する分析と対処

#### ③ 安全衛生管理等の実施について

- ・安全な食事の提供に向けた衛生管理、設備管理に関する取り組み

#### ④ 業務運営体制について

- ・受託準備体制、引き継ぎ、移行計画
- ・人員配置、組織管理、組織運営、従事者の処遇についての考え方

#### ⑤ 危機管理体制について

- ・食中毒の予防や食品事故の防止についての取り組みと発生時の対応
- ・地震等の災害な不測の事態への対策

### (2) 従事者の育成について

- ・教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組内容

### (3) その他委託業務に係る独自の提案事項等について

- ・使用食器、給食管理システムに関する提案等、独自の提案事項

### (4) 委託料見積書について

- ・業務の受託に要する経費見込み、委託料の積算単価

### (5) 組織体制について

- ・会社の概要、事業規模、同種の内容・規模における業務実績

12. 審査委員会の構成

委員会の委員は6名程度を予定している。

13. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査委員会が審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

14. 契約の締結

事業管理者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目事項について協議のうえ、合意に達した場合、契約を締結する。

15. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、事業管理者は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、事業管理者と受託者は誠意をもって協議するものとする。

16. 問い合わせ先

市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係（担当：大藤）

TEL：（0893）24－2151

FAX：（0893）24－0036

E-mail：oozubyouin@city.ozu.ehime.jp